共通一第5号様式 見積参加者選考調書 (特定随意契約用)

決 定 日

見積参加者選考調書(特定随意契約用)

調達件名	札幌市教育文化会館音響監修業務
発 注 課	市民文化局文化部文化財課
選定事業者	株式会社永田音響設計
随意契約の理由(相手方を特定した理由を含む。)	
がないまう、 と	札幌市教育文化会館実施設計等に伴い、音響環境に著しい変化を及ぼすこと音響に係る監修を行うものである。 計を行う設計業者には音響に関する専門知識がない中で、確実にホールの音するためには、教育文化会館の音響環境に精通し、改修工事に伴う内部設備る音響への影響の有無等について、確認や助言を行える事業者の協力を得る可欠である。 田音響設計は、札幌市教育文化会館の新築時からホールの音響監修に携わっまであり、平成30年度に行った天井改修工事実施設計時も音響監修を行っ、全国各地のホールの音響を多く監修しており、その実績は豊富である。から、本業務を確実に履行できるのは当該業者に限られ、契約の性質又は目に適さないことから、特定随意契約とするものである。
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

令和3年4月21日